

定住自立圏形成に向けて中心市宣言を行いました

◎ 政策課 ☎23 2 1 2 9

大崎市と色麻、加美、涌谷、美里の四町では、定住自立圏形成に向けて協議を進めています。

定住自立圏とは、地域の人

たちが安心して暮らせるよう、近隣の市町村が連携・協力して医療や交通網などを整えた生活圏のことをいいます。三月三日には、大崎市が中心的な役割を担う意思を明らかにする「中心市宣言」を、伊藤市長が行いました。

今後は、本市と周辺四町が「定住自立圏形成協定」の締結に向けた協議を進め、協定締結後、具体的に取り組む事項について「定住自立圏共生ビジョン」を策定します。

定住自立圏構想

近隣の自治体同士が人口減少や少子高齢化対策に取り組み、住みよいまちづくりを進め、地域を活性化するための構想です。定住自立圏は、人口五万人程度以上などの条件を満たす中心市と周辺市町村が、定住自立圏形成協定を締結することで形成されます。

定住自立圏形成協定

中心市と周辺市町村が必要な生活機能を確保し、相互に連携・協力して課題解決に取り組むための協定です。

定住自立圏共生ビジョン

定住自立圏形成協定を締結した中心市と周辺市町村が、将来像や協定に基づき推進する具体的な取り組みを考えるもので、中心市で策定します。

各分野での連携

定住自立圏を形成することで、次のような連携が期待されます。

- ◆ ①生活機能の強化
- ◆ 医療
 - 夜間・休日診療体制などの環境整備の推進、救命救急センターの機能充実など
 - ◆ 産業振興
 - 観光資源をPRするためのネットワークの構築、共同イベントの実施、圏域観光ルートの確立、企業間連携、農工商連携、新商品開発、在職者および求職者への職業訓練の共同実施など

◆教育

市町の枠を越えた教室や各種講座などの開催、図書館ネットワークの構築や生涯学習施設の相互利用など

◆消費生活

消費生活相談窓口の連携

② ネットワークの強化

◆地域の交通

病院と圏域を結ぶ交通ネットワークの構築、各市町の住民バスの広域運行など

◆電算システム

県と連携した電算システムの共同利用、電算システムの情報交換および有効活用

◆地域内外の交流、移住促進

移住を促進するためのネットワークの構築とインターネットを活用したPR、グリーンツーリズムの連携による都市と農村の交流体制の構築、青年交流事業の共同実施など

③ 圏域マネジメント能力の強化

◆ 人材育成

- 圏域市町職員の人事交流、合同研修の実施、市民協働を推進する地域リーダーの交流や研修など

都市宣言を制定しました

◎ 総務法制課 ☎23 5 1 9 5

市では「信頼と協働・共生と交流のまち」「平和希求のまち」を宣言します。

都市宣言は、総合計画策定委員、まちづくり協議会委員、

一般公募の市民の方々に構成された起草委員会の案を基本に、パブリックコメントで寄せられた市民の皆さんの意見を参考に策定しました。

信頼と協働・共生と交流のまち大崎市宣言

私たちは、積極的に地域づくりに参加し、異なる価値観や個性を認め合い、互いの地域づくりを尊重し、地域間の絆を大切に豊かな心を育みます。

私たちは、一人ひとりが信頼と協働の関係を築き、共に考え共に歩む、市民が主役のまちづくりに努めます。

私たちのまちには、豊かな自然環境や恵まれた観光資源、それぞれの地域で培われた文化や歴史など多様で魅力あふれる宝があります。

私たちは、郷土への愛着と理解を深め、この宝と共生し、よりいっそう磨きをかけて、広く発信していきます。

私たちは、恵まれた宝を生かし、未来の子どもたちに誇れるまち、人と人、まちとまちとが交流する活力とにぎわいのある元気なまちづくりを進めることを誓い、ここに「信頼と協働・共生と交流のまち大崎市」を宣言します。

平和希求のまち大崎市宣言

私たちは、このまちを愛し、安心して暮らしていけるよう、安全で平和なまちづくりに努めます。世界の平和は、大崎市民の切なる願いであり、人類共通の願いです。

私たちは、わが国が唯一の被爆国として、あの惨禍を繰り返さないよう非核三原則の堅持とあらゆる国の核兵器廃絶を訴え、次の世代に平和な日本と郷土を引き継ぐため、恒久平和を実現することを誓い、ここに「平和希求のまち大崎市」を宣言します。

国民年金保険料の変更と学生納付特例制度

◎ 古川年金事務所 ☎23 1 2 0 3 市民課年金係 ☎23 6 0 7 9

国民年金保険料が変わります 四月から、国民年金保険料が次のように変わります。

平成 22 年度国民年金保険料 (月額)	
定額	15,100 円
定額 + 付加保険料	15,500 円
保険料免除制度や若年者納付猶予制度で保険料の一部が免除の場合	
4分の3免除(4分の1納付)	3,780 円
半額免除(半額納付)	7,550 円
4分の1免除(4分の3納付)	11,330 円

支払方法別保険料の割引額 国民年金保険料を前納の納付書で一年分または六カ月分まとめて払うと、保険料が割り引きになります。

- ◎ 一年分まとめて納付で 三千二百二十円割り引き
- ・ 各月分の納付書で納付 十八万一千二百円
- ・ 前納の納付書で納付 十七万七千九百八十円
- ◎ 六カ月分まとめて納付で 七百四十円割り引き
- ・ 各月分の納付書で納付 九万六千円
- ・ 前納の納付書で納付 八万九千八百六十円

※前納には期限があります。一年分前納と上期(四月、九月)前納分は四月三十日、下期(十月、翌年三月)前納分は十一月一日です。

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生が、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」は、年度ごとに申請が必要です。平成二十一年度に該当して

いた人で、平成二十二年度も引き続き同じ学校に在学している人には、申請書(ハガキ形式)を送付しています。申請が遅れると、申請前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受給できない場合があります。申請書は四月中に提出してください。申請には、在学証明書や学生証の写しの添付は必要ありません。

ただし、在学している学校に変更がある人は、あらためて在学の事実などを確認する必要があります。申請書では申請できなかった市民課窓口(各総合支所は市民税務課)、または最寄りの年金事務所にご相談ください。

【平成二十二年度は納付を希望する場合は】 申請書用紙が送付された人で、平成二十二年年度については学生納付特例制度を利用せず、国民年金保険料の納付を希望する場合には、納付書を送付しますので、年金事務所にご連絡ください。